

札幌くらし会則の一部改正について

札幌くらし会則（平成８（１９９６）年８月２０日設立総会議決）の一部を次のように改正する。

第８条の次に次の１章を加える。

第２章の２ 名誉会長

（名誉会長）

第８条の２ 札幌くらしに顕著な功績を残した会長に、その功績をたたえるため、「名誉会長」の称号を贈るとともに、その名前を後世に永く記録に留めるものとする。

２ 名誉会長は、記念事業等の開催にあたり、主催者の一員として務めることができる。

３ 名誉会長の称号は永久（故人となった後も含む。）にこれを保有することができる。

第９条第１項第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、同項第２号中「若干名」を「３名以内」に改め同号の次に次の１号を加える。

（３）執行役員 ５名以内

第１０条第１項中「、副会長及び会計監査」を削り、同条第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２ 副会長、執行役員及び会計監査は、役員会及び運営会議若しくは役員会において、その候補者を推薦し、総会に提案して選任する。

第１１条中第３項から第５項までを１号ずつ繰り下げ、第２項の次に次の１項を加える。

３ 執行役員は、副会長の職務を補佐し、副会長の職務の一部を副会長から委嘱され、その職務を代行することができる。

第１７条中「総会」の次に「、役員会」を加える。

第１８条の次に次の１条を加える。

（役員会）

第１８条の２ 役員会は、会長、副会長及び執行役員をもって構成し、総会に次ぐ意思決定機関として会務の経過、新設及び廃止などを協議するとともに、必要に応じて会計監査を招集し、必要に応じて開催する。

第１９条第１項から第３項までを次ように改める。

第１９条 運営会議は、事務局長、会計担当、会報担当、事務局次長及び運営スタッフをもって構成し、役員会において協議を要する事項及び事業執行に関する事項を協議し、事業の執行を担当する。

第１９条第４項を第２項とし、第５項を第３項とし、第６項中「し、事務局長、会計担当、会報編集長及び事務局次長で構成し」を削り、「副会長」を「副会長若しくは執行役員」に改め、同項を第４項とし、同条第７項中「役員、運営スタッフ」を「副会長若しくは執行役員」に改め、同条第５項とする。

附 則（２０２６（令和８）年７月４日）

この会則は、２０２６（令和８）年７月４日から施行する。

改正の趣旨

故 上田文雄 氏は、平成 14（2002）年 5 月より令和 7（2025）年 9 月 18 日にご逝去されるまでの約 24 年の長きにわたり、二代目会長として本会を導かれました。

その間、「札幌くらぶコンサート」の開催をはじめ、札幌市内中学校への札幌定期演奏会招待事業、札幌楽譜支援事業、さらには札幌パトロネージュ会員制度の充実など、札幌交響楽団への多大なる支援と発展に心血を注がれました。

そのご功績は誠に顕著であり、本会ならびに地域文化振興に果たされた役割は計り知れません。

ここに深甚なる感謝と敬意を表するとともに、そのご遺志とご功績を永く後世に伝えるため、本会会則に新たに「名誉会長」に関する条文を設け、故 上田文雄氏に名誉会長の称号を贈るとともに、そのお名前を永く記録に留めるものといたします。

役員に「執行役員」を新設し、それに関連する条文（第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 17 条、第 18 条の 2（新設）、第 19 条）を整備しました。

札幌くらぶ会則の一部改正新旧対照表

新条文	旧条文
第 2 章の 2 名誉会長 （名誉会長） 第 8 条の 2 札幌くらぶに顕著な功績を残した会長に、その功績をたたえるため、「名誉会長」の称号を贈るとともに、その名前を後世に永く記録に留めるものとする。 2 名誉会長は、記念事業等の開催にあたり、主催者の一員として務めることができる。 3 名誉会長の称号は永久（故人となった後も含む。）にこれを保有することができる。	（新設）
(2) 副会長 3 名以内 (3) 執行役員 5 名以内 (4) 会計監査 2 人	第 9 条 札幌くらぶに、次の役員を置く。 (1) 会長 1 人 (2) 副会長 若干名 （新設） (3) 会計監査 2 人
第 10 条 会長は、会員の互選により、総会において選任する。 2 副会長、執行役員及び会計監査は、役員会及び運営会議若しくは役員会において、その候補者を推薦し、総会に提案して選任する。 3 顧問は、会長が委嘱する。	第 10 条 会長、副会長及び会計監査は、会員の互選により、総会において選任する。 （新設） 2 顧問は、会長が委嘱する。
2 副会長は、会務を分担するとともに会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 3 執行役員は、副会長の職務を補佐し、副会	第 11 条 会長は、札幌くらぶを代表し、その会務を統括し、長期に不在となるときは、副会長のなかから会長代行を指名する。 2 副会長は、会務を分担するとともに会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 （新設）

<u>長の職務の一部を副会長から委嘱され、その職務を代行することができる。</u>	
<u>4 会計監査は、会計の状況を監査し、総会に報告する。</u>	<u>3 会計監査は、会計の状況を監査し、総会に報告する。</u>
<u>5 顧問は、顧問会議に出席し、札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を行うものとする。</u>	<u>4 顧問は、顧問会議に出席し、札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を行うものとする。</u>
第17条 会議は、<u>総会、役員会、運営会議及び顧問会議とする。</u>	第17条 会議は、総会、運営会議及び顧問会議とする。
(役員会)	(新設)
第18条の2 <u>役員会は、会長、副会長及び執行役員をもって構成し、総会に次ぐ意思決定機関として会務の経過、新設及び廃止などを協議するとともに、必要に応じて会計監査を招集し、必要に応じて開催する。</u>	
(運営会議)	(運営会議)
第19条 運営会議は、事務局長、会計担当、会報担当、事務局次長及び運営スタッフをもって構成し、役員会において協議を要する事項及び事業執行に関する事項を協議し、事業の執行を担当する。	第19条 <u>運営会議は、総会に次ぐ意思決定機関とし、札幌くらぶの事業運営に関する事項を審議する。</u>
(削除)	
(削除)	<u>2 運営会議は、役員及び事務局スタッフをもって構成し、会長が招集する。</u>
	<u>3 運営会議は、次の事項を協議する。</u>
	(1) <u>総会に付議すべき事項</u>
	(2) <u>総会の議決した事業計画の執行に関する事項</u>
	(3) <u>その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項</u>
<u>2 運営会議は、毎月1回開催する。ただし、必要があるときは1回以上開催することができる。</u>	<u>4 運営会議は、毎月1回開催する。ただし、必要があるときは1回以上開催することができる。</u>
<u>3 運営会議に事務局会議及び会報編集会議を置く。</u>	<u>5 運営会議に事務局会議及び会報編集会議を置く。</u>
<u>4 事務局会議は事務局長が招集し、必要に応じて副会長若しくは執行役員の出席を求め、運営会議の審議に付す事項について事前に調整する。</u>	<u>6 事務局会議は事務局長が招集し、事務局長、会報編集長、事務局次長、普通会計担当及び特別会計担当で構成し、必要に応じて副会長の出席を求め、運営会議の審議に付す事項について事前に調整する。</u>
<u>5 会報編集会議は会報編集長が招集し、会報編集長及び会報編集スタッフで構成し、必要に応じて役員、事務局スタッフの出席を求め、会報「札幌くらぶ」の編集に関して調整し、運営会議に報告する。</u>	<u>7 会報編集会議は会報編集長が招集し、会報編集長及び会報編集スタッフで構成し、必要に応じて役員、事務局スタッフの出席を求め、会報「札幌くらぶ」の編集に関して調整し、運営会議に報告する。</u>
附 則 (2026 (令和8) 年7月4日)	
この会則は、2026 (令和8) 年7月4日から施行する。	